

生駒市行政改革大綱 後期行動計画（案）に ついてのご意見を募集します

生駒市では、行政運営の改革に関する基本的な方針を定めた「行政改革大綱」と具体的な取組事項を示した「前期行動計画」を平成 24 年度に策定し、これまで職員数の適正化や補助金等の見直しなどに取り組んできました。

前期行動計画の推進期間が平成 25 年度末で終了することを受け、現在、学識経験者、団体代表、公募市民で構成する「生駒市行政改革推進委員会」において、平成 26 年度～平成 28 年度までの取組を示す「後期行動計画」の策定に向けた検討を進めています。

つきましては「生駒市パブリックコメント手続条例」に準じて、現時点での当該行動計画の（案）を公表しますので、市民の皆様のご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、それに対する委員会の考え方を整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

政策等の案件	別添「生駒市行政改革大綱 後期行動計画（案）」 ----- 【案の公表場所】 市役所（4階企画政策課・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンター I S T A はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ 市ホームページ（ http://www.city.ikoma.lg.jp/ ）
意見の募集期間	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に ① 案件名 ② 住所 ③ 氏名 ④ 「生駒市行政改革大綱 後期行動計画（案）」へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参 ② 郵送 ③ ファクス のいずれかで、企画政策課までご提出ください。 ホームページからもご意見をお寄せいただくことができます。 詳しくは当意見募集ページをご覧ください。 ※ 電話によるご意見には対応することができません。
意見の提出先	【持 参】生駒市役所 企画政策課（4階44番窓口） 平日 8：30～17：15 【郵 送】〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所 企画政策課 宛 【ファクス】0743-74-9100（企画政策課 宛）
いただいた意見への対応	・提出された意見の概要と意見に対する委員会の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。 ・提出頂いた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

○行動計画の位置付け

平成24年3月策定の「生駒市行政改革大綱」で定めた3つの“基本理念”(協働・効率・自立)と“取組方針”(重点事項)に沿って、個々の『取組項目』を設定し、具体的な『取組内容』を掲げ、『得られる効果』として達成目標を定めている。さらに、改革の達成状況をより分かりやすい形で示すため、年度ごとの取組・数値目標を設定するとともに、担当部署を明確化している。

○推進期間

後期行動計画の推進期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とする。

「後期行動計画」は、「前期行動計画」の取組項目及び基本的な枠組みを継承しつつ、「前期行動計画」に掲げられた取組項目の進捗状況や新たな課題を踏まえた取組項目を記載し、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証する。また、社会環境等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

○重点取組項目

後期行動計画では、合計21の取組項目を設定している。うち、特に優先的かつ重点的に実施すべき項目(「重点項目(14項目)」)は、次のとおり。

1 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

取組方針	重点取組項目
(1) 情報提供・情報共有の充実	行政運営の状況の分かりやすい情報提供・効果的な情報共有
(2) 自治基本条例による協働の取組の推進	市民自治協議会の設立拡大と運営支援
	市民、NPOなど協働のパートナーへの支援

2 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

取組方針	重点取組項目
(1) 事務事業の継続的な見直し	総合計画に基づく施策・事業の進行管理
(2) 民間活用の推進	民間委託の範囲の拡充など民間活力のさらなる活用
(3) 行政資源の有効活用・効率的な管理運営	既存公共施設等の活用と長寿命化に向けた中長期的な計画策定
	広域連携を活用した事業等による市民サービスの向上
(4) 環境に配慮した施策・事業の推進	環境マネジメントシステムの推進による公共施設の省エネルギー化
	ごみ半減プランの推進

3 自立した自治体への変革

取組方針	重点取組項目
(1) 財政規律を確保するための財政指標の目標値設定	財政計画に基づく経常収支比率等の指標管理
(2) 財源確保の取組	中長期的な税財源等の安定確保に向けた重点投資
(3) 職員定数・給与の適正な管理	行政需要を踏まえた職員数の適正管理
(4) 適正な人事管理と職員の能力向上	能力と意欲に応じた柔軟な任用制度の構築
(5) 機能的で分かりやすい組織・機構の構築	重点施策を効果的に推進できる組織機構の構築と柔軟な運営

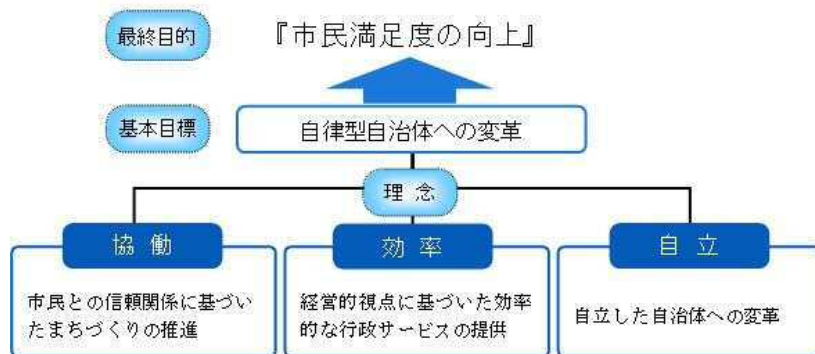
○進行管理

行動計画については、毎年度、行政改革推進委員会において、前年度末の進捗状況についての評価を実施する。評価に当たっては、個々の取組項目の目標に対する達成度(成果)を重視して実施し、数値目標が設定されている項目については、毎年度ごとの目標値に対する達成度(成果)を評価するとともに、未達成の項目がある場合は、その要因と理由を明確にする。

進捗状況と成果については、「部の仕事目標(部長マニフェスト)」の一部として、一部職員を除く人事評価制度の評価対象として位置付ける。

行政改革大綱の目的と基本目標・基本理念

改革の基本目標である「創意工夫のできる自律型自治体への変革」を目指し、市民への情報公開を基本としながら、「協働」「効率」「自立」の3つの基本理念に基づいて、行政運営の仕組みの改革に取り組むことで、総合計画に掲げるまちづくりの目標を達成し、「市民満足度の向上」を図ることを最終目的としています。



これまでの行政改革の取組

生駒市では、より少ない経費で最大の効果を上げる行政サービスを提供していくため、これまで数次にわたる行政改革の取組を進めてきました。特に、平成19年度から平成23年度までを推進期間とした前行政改革大綱及び平成24年度からの現行政改革大綱では、業務の効率化のみにとどまらず、持続可能な地域社会の形成を目指し、可能な限り具体的な数値目標を掲げて取組を推進してきました。

平成25年度当初における職員数は、平成18年度当初の979人から148人減の831人へと、また、市債残高についても、約457億円(平成18年度決算)から約203億円(平成24年度決算)にまで縮減するなど、行財政運営の安定化を図った結果、子育て支援施策や市民生活における安全・安心の確保など、時代に合った施策の充実を図ることができるようになりました。

